

別表3【判定料金】

2022年5月1日

建築物エネルギー消費性能適合性判定料金には、消費税が加算されます。

消費税率 10%
(単位:円、消費税込み)

計算方式	用途区分	用途1	用途2	用途3	
		病院、ホテル、児童福祉施設等、集会所等、大学 用途2及び用途3に該当しない用途	事務所、学校(大学を除く。)、物品販売店舗、飲食店	工場等(工場、自動車修理工場、倉庫をいう。)、自動車車庫	
モデル建物法	用途毎の床面積区分	300㎡未満	55,000	44,000	33,000
		300㎡以上 500㎡未満	77,000	55,000	44,000
		500㎡以上 1,000㎡未満	110,000	88,000	66,000
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	132,000	99,000	77,000
		2,000㎡以上 3,000㎡未満	154,000	110,000	88,000
		3,000㎡以上 4,000㎡未満	176,000	121,000	99,000
		4,000㎡以上 5,000㎡未満	198,000	143,000	110,000
		5,000㎡以上 6,000㎡未満	220,000	176,000	132,000
		6,000㎡以上 7,000㎡未満	242,000		
		7,000㎡以上 8,000㎡未満	264,000		
	8,000㎡以上 9,000㎡未満	297,000	209,000	154,000	
	9,000㎡以上 10,000㎡未満				
上記以外	用途毎の床面積区分	300㎡未満	88,000	77,000	55,000
		300㎡以上 500㎡未満	110,000	88,000	66,000
		500㎡以上 1,000㎡未満	165,000	132,000	88,000
		1,000㎡以上 2,000㎡未満	242,000	165,000	110,000
		2,000㎡以上 3,000㎡未満	286,000	187,000	132,000
		3,000㎡以上 4,000㎡未満	330,000	220,000	154,000
		4,000㎡以上 5,000㎡未満	374,000	253,000	176,000
		5,000㎡以上 6,000㎡未満	407,000	275,000	187,000
		6,000㎡以上 7,000㎡未満	440,000	297,000	198,000
		7,000㎡以上 8,000㎡未満	473,000	319,000	209,000
	8,000㎡以上 9,000㎡未満	506,000	341,000	220,000	
	9,000㎡以上 10,000㎡未満	550,000	363,000	231,000	

棟単位で10,000㎡以上の特定建築物はお取り扱い致しません。

用途毎の床面積区分は、「計算対象部分の床面積」をあてはめて算定します。

- 注:1 用途1 詳細 病院、ホテル、児童福祉施設等(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第19条第1項に定める施設をいう。)、集会所等(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第1の(1)の項に定める用途をいう。))及び大学並びに用途2及び用途3に該当しない用途
- 2 用途2 詳細 事務所、学校(大学を除く。)、物品販売店舗及び飲食店
- 3 用途3 詳細 工場等(工場、自動車修理工場、倉庫をいう。))及び自動車車庫
- 4 複合用途(住宅を含む。))の場合 非住宅部分の床面積によります。
- 5 複数用途の場合 用途1から用途3の各用途毎の床面積による額の合計によります。ただし、各用途の床面積の合計を用途1に当てはめた額を上限とします。
- 6 計画変更手数料 当初申請手数料の50%相当額(千円未満切り捨て)とします。計算方法を変更する場合は、表に掲げる額となります。直前の判定を他の機関で行っている場合については、表に掲げる額となります。
- 7 軽微変更該証明交付手数料 当初計画書申請手数料の50%(千円未満切り捨て)以下で、
 ルートA: 計画書料金の30%以内で見積もりとする
 ルートB: 計画書料金の40%以内で見積もりとする
 ルートC: 計画書料金の50%以内で見積もりとする
- 8 増改築の場合 既存部分のBEIにデフォルト値を採用する場合は、増改築部分の床面積を新築とみなして表を適用します。既存部分を再計算する場合は、既存部分を含めた床面積の合計を新築とみなして表を適用します。
- 9 計算方式について モデル建物法及び標準入力法(主要室入力法を含む。))以外の方式は、別途見積もりとなります。

- 10 割引について
- 建築基準法第6条の2第1項の確認申請または確認申請仮受付を同時
に行う場合 1割相当額
(千円未満切り捨て)
- 特定建築物が複数の場合で、建築基準法第6条の2第1項の確認申請
若しくは確認申請仮受付を同時に行う場合または確認申請の予約を
した場合 2割相当額
(千円未満切り捨て)
- あらかじめ当機関が指定するソフトウェアを用いて提出書類等を作成
し、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等をするとき 1割相当額
(千円未満切り捨て)
- 11 割増について
- 指定するソフトウェア: 国立研究開発法人建築研究所のソフトウェアとします。
複合用途または複数用途で、判定の業務に要する時間が想定している時間を
越えるものとして当機関が判断した場合は、表を適用せず、見積もりによりま
す。
ただし、見積額は、表に定める額の5割割増相当額(千円未満切り捨て)を上限
とします。
引き受け後に、判定の過程で判定の業務に要する時間が想定している時間を
越えるものとなった場合には、割増を行いません。
- 12 通知書の再発行について
- 通知書が毀損した場合または紛失した場合には、再発行を行います。
再発行手数料は、通知書1通につき、2,200円(消費税込み)です。
なお、再発行の通知書には、「再発行」と明示します。